

○須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の特例を定める条例

(平成元年2月20日)

須高行政事務組合条例第1号)

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和40年須高衛生施設組合条例第4号)第2条に基づく須坂市の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和30年条例第20号)第7条に規定する休日とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に規定する日は、須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例(昭和60年須高行政事務組合条例第1号)第4条に基づく須坂市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第27号)第19条及び第34条の規定の適用については、これらに規定する休日とみなす。